

京大広報

No. 93

京都大学広報委員会

教育職員免許状の申請について

従来、中学校または高等学校の教員の普通免許状を取得しようとする学生は、一般教育科目の単位のうちに日本国憲法2単位を含めて修得し、中学校の教諭の普通免許状の場合には、憲法のほかに、さらに倫理学、哲学または宗教のうちの1科目2単位も含めて修得することになっていました。しかし、昭和48年7月20日に教育職員免許法が改正されて、同法別表第1の「大学における最低修得単位数」の欄にあった一般教育科目の最低修得単位数の規定が削除され、これに伴って同法施行規則も同年8月9日に改められ、第1条第3項（憲法の修得）及び第4項（倫理学、哲学または宗教の修得）の規定も削除されました。そして改正後の施行規則は改正法が施行された7月20日にさかのぼって適用されることになっています。このため、免許状の申請に当っては、どのような種類の免許状が取得できるかを各自で十分検討し、不明な点があれば、各学部教務掛に照会されるよう望みます。

（教育学部）

大学院学生の研究災害について

霊長類研究所で学んでいる院生が野外研究に従事中、右眼・左手に災害を受け、右眼摘出のやむなきにいたった。

日本学術会議のアンケート調査によると、昭和42、43年度において院生だけでも137名が研究災害を蒙っている。これらの災害は院生の研究の高度化、多様化に伴い、指導教官や大学側と院生が

危険防止にお互いに十分に注意していても、起ったものが多いと考えられ、また現在はまだ頻度が高くなっているものと推定される。

国家公務員、地方公務員、私立大学の研究者などの有給研究者の場合には、それぞれ国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、労働基準法及び労働者災害補償保険法により療養、休業、障害、遺族などについての補償が行われているが、院生にはこれらの補償制度は適用されないのが現状である。

われわれは日本学術会議が昭和45年10月30日に行った内閣総理大臣への「大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告に、基本的に賛成し、次の理由から、その制度の早急な実現方を切望する。

すなわち、院生の研究災害については、大学院がわが国の研究者養成の重要な機関であること、院生がわが国の学問の水準向上に若い力として重要な基盤となっている現状に鑑み、治療及び補償は、院生及びその家族に対して、国家的責任において行われるべきものと考えられる。

なお、この研究災害補償制度は、共同利用研究所における共同利用研究員などにも適用されるべきものと考えられる。

以上、われわれの考え方を記し、御批判、御助言及び各部局における実情などを、当研究所にお寄せいただくようお願いする。なお、この補償制度の実現まで、便法として補償について民間保険会社を利用することについても検討中である。

（霊長類研究所）